

## 第5章 施 工

### 1 一般事項

給水装置工事における配管について、その使用材料は構造、材質基準に定められた性能基準に適合した給水管や、給水用具を使用する事は勿論、給水装置の使用目的、配管箇所に応じたものでなければならない。その選択については、水質汚染、管布設箇所の状況、地質、管の受ける内外圧、管の特性などを考え、最も適した管種で配管施工し、水質汚染防止を含む維持管理についても支障がなく完全なものでなければならない。

#### 1.1 一般注意事項

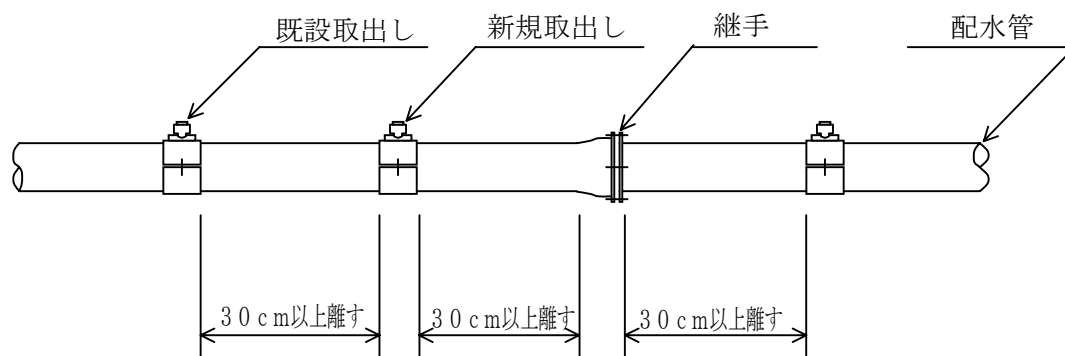
- 1) 給水管を公道部分に布設する場合、その占用位置を誤らないように配管すること。
- 2) 給水管はできるだけ水平に布設し、汚水ます等により水が汚染される恐れのある箇所は遠ざけ、建物の土台、またはコンクリート叩き等の下を横断する配管はさけること。
- 3) 配管は継手及び屈曲部を最小限にとどめるよう心掛け、最短距離にて給水すること。
- 4) 硬質塩化ビニル管は熱に弱いので、ボイラー、給湯管、煙道など過熱される恐れのある箇所はさけること。
- 5) 化学薬品や油類を取扱う場所における配管は、水道事業者と協議すること。
- 6) 水路を横断して布設する場合は下越しで布設すること。やむを得ず上越しする場合は、水道事業者等と協議のうえ、防寒被覆をほどこしサヤ管の中に入れ、高水位以上の高さに布設する。

#### 1.2 給水管及び給水用具について（久留米市水道条例第8条による基準）

配水管への給水管の取付工事及び当該取付口から水道メータまでの給水装置工事に使用する給水装置の構造及び材質は、災害防止並びに漏水時及び災害時等の緊急工事を円滑かつ効率的に行う観点から第5章1.1において規定する基準のほか、この章において規定する基準によること。

##### 1) 取り出し間隔

給水管を取り出す場合の取出し相互間隔は、配水管の強度に影響を及ぼす恐れがある等から30cm以上離さなければならない。又、配水管継手端面から30cm以上離すこと（図－5.1）。



図－5.1 取り出し相互間隔

## 2) 取り出し口径

給水管の口径は、分岐しようとする配水管の口径よりも小さいものとし、道路部分の給水管口径は、20 mm以上、最大取り出し口径75 mmとしなければならない。

100 mm以上の分岐口径については、管網によって水圧、水量を十分確保できるのか、別途協議して定める。

### (1) 取り出し禁止

給水管は口径350 mm以上の配水本管からの分岐は禁止する。

配水本管（口径350 mm以上）から分岐して取り出しをすることは、配水管工事や修繕等に際し幹線断水の機会が多く、広範囲にわたって支障をきたすため、給水管の取り出しは禁止する。又、配水管の異形管よりの分岐は禁止する。

## 3) 給水管の埋設深度

給水管は次に示す規定の深さ以上に埋設しなければならない。

### (1) 公道（国、県、市道）

表－5.1 埋設深度

工 法	国 道	県 道	市 道
推進工事	2.0 m	0.7 m以上	0.7 m以上
開削工事	0.6～1.2 m	0.6～1.2 m	0.6～1.2 m

参考：管路の頂部と路面との距離は、当該管路を設ける道路の舗装の厚さ（路面から路盤最下面までの距離をいう。以下同じ。）に0.3 mを加えた値（当該値が0.6 mに満たない場合には、0.6 m）以下としないこと。

### (2) 私道

私道、共有道路等については、0.6 m以上とする。ただし、共有道路等において将来道路または準公道と推定できるものは、公道埋設の深さに準ずる。

### (3) 敷地内

敷地内については、0.3 m以上とする。ただし、管径40 mm以上は私道に準ずる。ドライブインや重量車両の出入りのある駐車場については、0.6 m以上とする。

## 4) 給水管等の保護

取付口から水道メータまでの給水管は、条例第8条に規定する基準のほか、次に規定する基準により保護すること。

### (1) 破損防止

給水管を溝、開渠などの水路を横断して布設する場合は、原則として構造物の下に布設すること。これが困難なときは、水路を横断してその高水位以上の高さに布設する。この場合、管保護のためサヤ管（鋼管）等の中に入れてと共に防寒についても市所定の防寒具を必ず装置すること。

上越し及び石積等の構造物に添って布設する場合は、サヤ管（鋼管）等で保護し、1～2 mの間隔で石積等に固定し、道路上に止水栓を設置すること（図－5.3、図－5.4）。

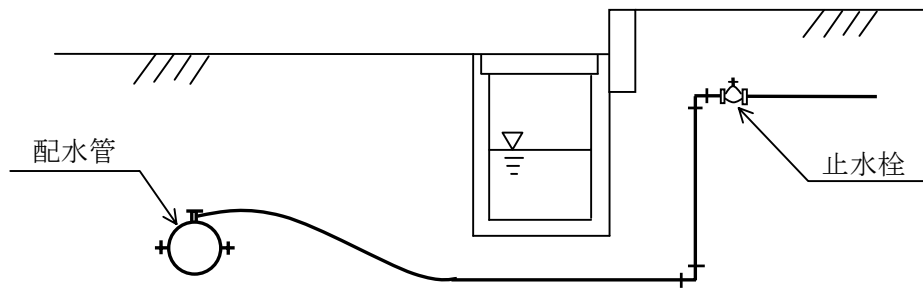


図-5.2 側溝等を横断する場合

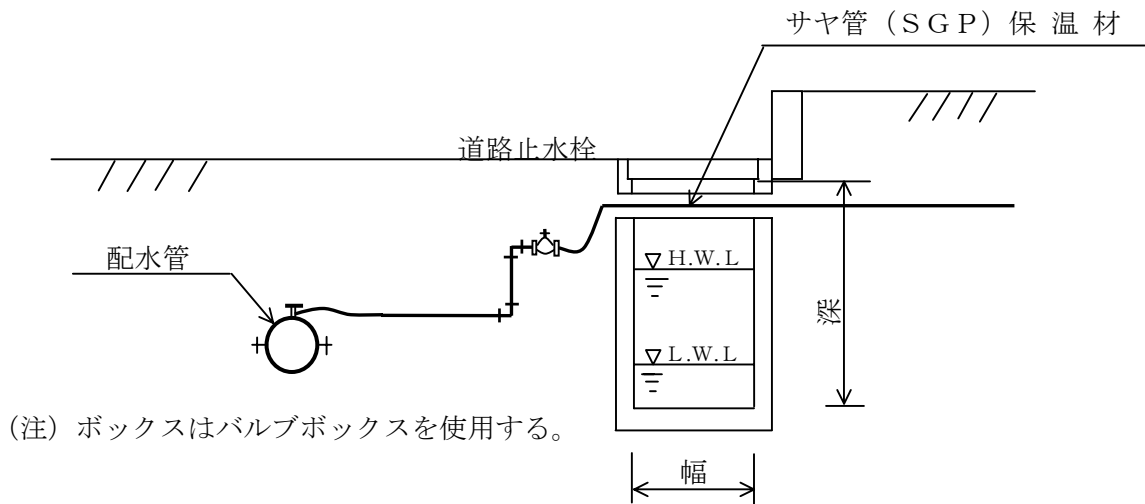


図-5.3 水路等構造物の下に布設することが困難な場合  
(H (深さ) = 1.5 m以上 W (幅) = 2.0 m以上のいずれかに該当する水路)

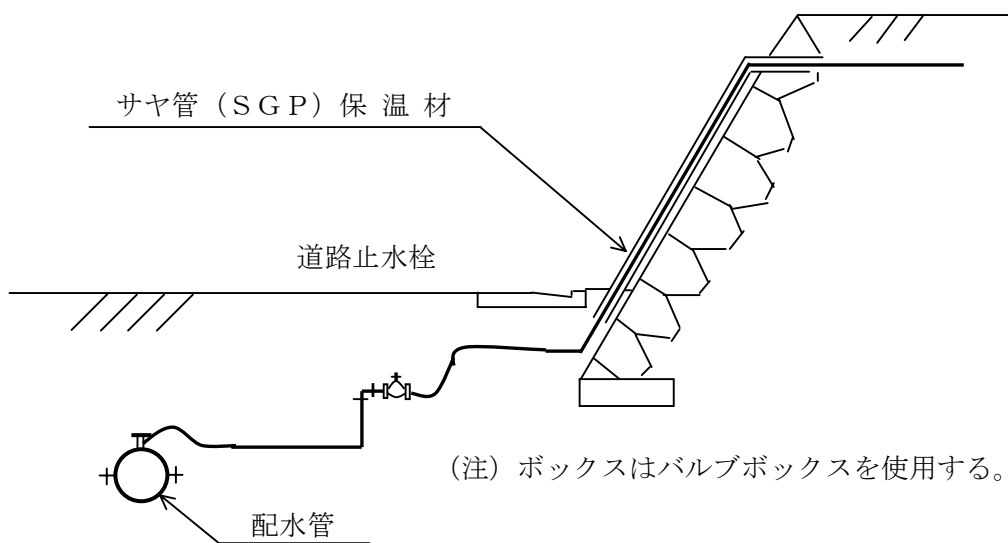


図-5.4 石積等の構造物にそって布設する場合

(2) 腐食防止

金属等を使用する場合は、被覆等により保護すること。(図-5.5～図-5.9)

① 鋳鉄管

全面にポリエチレンスリーブの被覆を施すこと。

② ビニール管継手部

離脱防止継手(金属)は1mの長さのポリエチレンスリーブの被覆を施すこと。

③ 弁付割丁字管、サドル分水栓

ポリエチレンスリーブの被覆を施すこと。

④ 仕切弁、消火栓、空気弁

回転部を除く鋳鉄部全面にポリエチレンスリーブの被覆を施すこと。

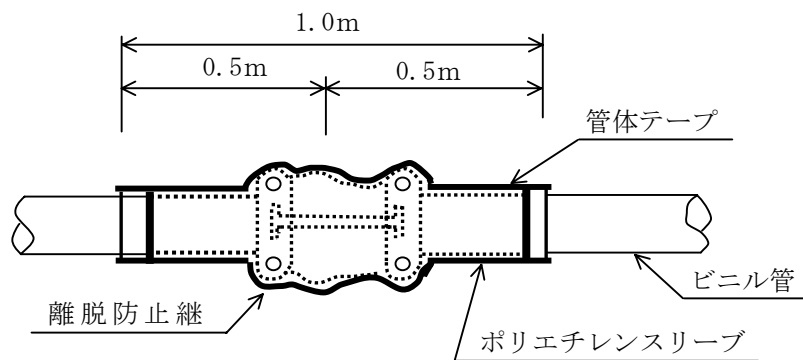


図-5.5 ビニール管継手部

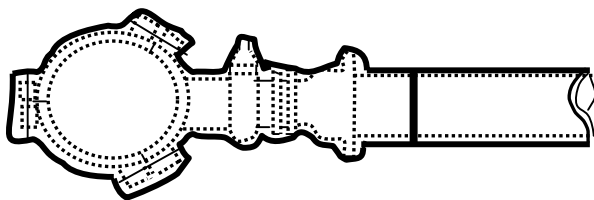


図-5.6 分岐部〔弁付割丁字管〕

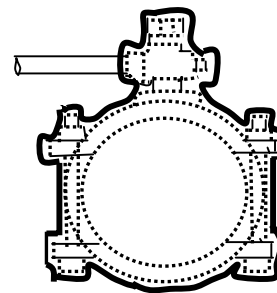


図-5.7 分岐部〔サドル分水栓〕

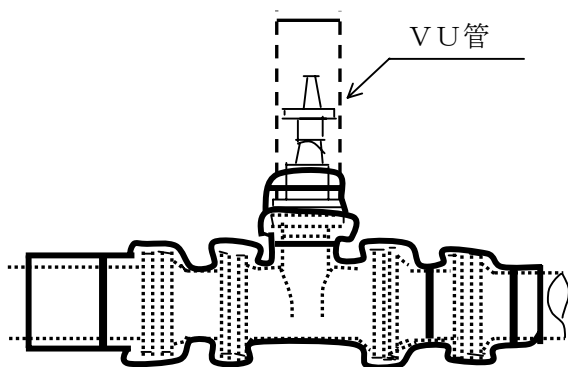


図-5.8 仕切弁

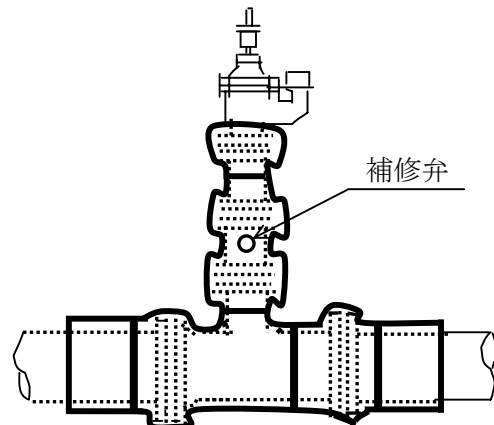


図-5.9 消火栓、空気弁